

## 介護老人保健施設リンク樫原 所定疾患施設療養費の算定状況

所定疾患療養費とは、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎を発症した入所者（短期入所は除く）に対し、施設内で投薬、処置等を行った場合に算定するものです。

令和4年度（令和4年4月から令和5年3月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	日数				4	13					7			24
	人数				1	2					1			4
尿路感染症	日数	19			7		26	24	5	34	27		5	147
	人数	3			1		4	4	1	6	4		1	24
带状疱疹	日数													0
	人数													0
蜂窩織炎	日数											5		5
	人数											1		1

疾患別の主な治療内容(投薬、検査、注射、処置等の内容)

肺炎	血液検査、抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、喀痰吸引など診察結果に基づいた必要な治療
尿路 感染症	血液検査、検尿、一般沈査、抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)、内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、水分補給(点滴・経口補水)、など診察結果に基づいた必要な治療
带状疱疹	抗ウイルス剤の内服（ゾビラックス錠）消炎鎮痛剤を用いた必要な治療
蜂窩織炎	抗生剤の点滴注射(生食+ロセフィン、生食+ホスミシン)・内服(レボフロキサシン錠・セフカペンピボキシル塩酸塩錠投与)、消炎鎮痛剤を用いた必要な治療